

○ 財務省告示第三十七号  
 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の  
 三 第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年  
 （二十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に  
 規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に  
 定める日を次のように定める。  
 平成二十六年二月七日

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が平成二十三年（二十一年）東北地方  
 太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響  
 の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める  
 日を平成二十六年三月三十日とする。

都道府県	福 島 県
指 定 地 域	田 村 市 南 相 馬 郡 伊 達 郡 南 馬 郡 田 相 馬 市 川 野 町 廣 野 町 樫 岡 村 富 内 村 大 熊 町 双 葉 町 浪 江 村 双 葉 郡 葛 尾 村 相 馬 郡 飯 館 村